

# 前橋市農業委員会に関する条例の改正について（議案第167号）

農業委員会事務局

## 1 改正の理由

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が選挙制と市長の選任制の併用から市議会の同意を要件とする市長の任命制に一本化され、定数の上限基準が改められたこと、また、農地利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、条例の全部改正を行う。

## 2 主な内容

- (1) 題名を「前橋市農業委員会の委員等の定数を定める条例」に改める。
- (2) 農業委員の定数を24人以内（現行46人（うち選挙による委員の定数は、40人））とする。
- (3) 農地利用最適化推進委員の定数を53人以内とする。

## 3 施行期日

平成29年7月20日

## 4 附則で改正する条例

前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

（農業委員のうち農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として市長が任命するものの報酬は月額30,000円、農地利用最適化推進委員の報酬は月額59,000円と定める。）